

令和 7 年

御 殿 場 市 議 会 第 2 回 臨 時 会 議 案 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 1 0 号) について)	1 資料 4
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 1 号) について)	2 資料 5
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 1 1 号) について)	3 資料 6
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について)	4
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について)	1 0
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)	1 2
議案第 4 1 号	富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事請負契約の締結について	1 4

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 10 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算（第 1 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 11 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 7 号

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

御殿場市税賦課徴収条例（昭和 30 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第87条第1項及び第2項中「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改める。

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第26条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第27条 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により

行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第３４条の２、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日

(2) 附則第２６条の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定 令和８年４月１日

(3) 第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の御殿場市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限

る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の御殿場市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第27条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、御殿場市税賦課徴収条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第27条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 御殿場市税賦課徴収条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第27条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第27条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 8 号

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例

御殿場市都市計画税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 15 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御殿場市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 9 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。

議案第 4 1 号

富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事請負契約の締結について

富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年御殿場市条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 9 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 6 8 4 , 4 2 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市新橋 3 8 5 番地
岳南建設株式会社
代表取締役 勝又 恵一郎 |

